



2016年 5月12日

各 位

会社名 三谷商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 三谷 聡  
(コード番号 8066 第2部)  
問合せ先 専務取締役 山本良孝  
(TEL. 0776-20-3015)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年5月12日開催の取締役会において、2016年6月17日開催予定の第99回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条(取締役の責任免除)および第36条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2016年 6月17日
定款変更の効力発生予定日	2016年 6月17日

以 上

## ＜定款変更の内容＞

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議により、取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外</u>取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第28条～第35条＜条文省略＞</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外</u>監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第37条～第43条＜条文省略＞</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議により、取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第28条～第35条＜現行どおり＞</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第37条～第43条＜現行どおり＞</p>